



## 「消費者被害防止月間」街頭キャンペーンを行います

### 要 旨

静岡県は毎年12月を「消費者被害防止月間」としており、消費者問題への関心を高めるとともに、消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、市町及び各種団体と連携・協力した啓発活動を行っています。

沼津市では、これにあわせて JR 沼津駅前で街頭キャンペーンを行い、市民に対する啓発を行います。

### 概 要

1 日 時 令和7年12月11日(木)午前7時30分～8時  
※雨天の際は中止する場合があります。

2 場 所 JR沼津駅北口及び南口周辺

3 参 加 者 静岡県東部県民生活センター、沼津警察署、静岡県弁護士会、  
静岡県司法書士会、市立沼津高校の生徒など約30人  
※市立沼津高校の生徒は、沼津駅北口のキャンペーンに参加します。

4 内 容 啓発用リーフレット・チラシ及びグッズの配布を行い、消費者被害の  
未然防止・拡大防止についての注意喚起を行います。



### お問い合わせ先

沼津市役所 政策推進部 生活安心課  
直通：055-934-4841